

# 「HANKYU-JUTAKU.JP」事件 (JP2012-0003)

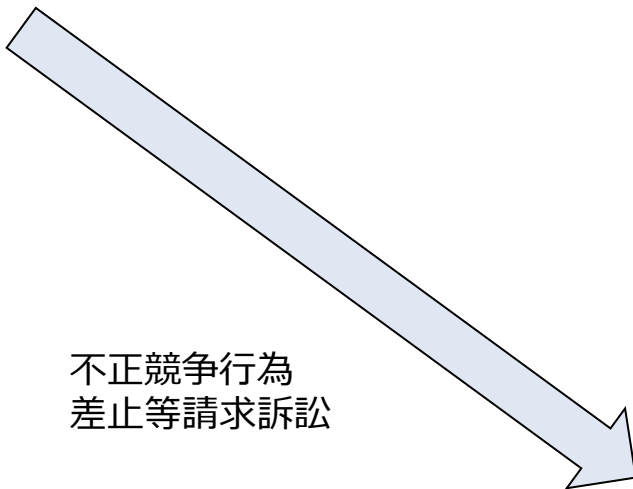
JPドメイン名紛争処理方針(JP-DRP) 20周年記念シンポジウム  
2020年9月23日 10:00～16:30

弁護士・弁理士 山内貴博



阪急電鉄 (株)

JP2012-003申立



不正競争行為  
差止等請求訴訟



GMOインターネット (株)

「hanky-jutaku.jp」  
登録  
whois情報公開代行  
サービス



阪急住宅 (株)

# 被申立人は誰？

- GMOの主張
  - 自分は「真の登録者」ではない
  - 「真の登録者」は阪急住宅株式会社である
  - 阪急住宅が被申立人になるべき。あるいは本申立を却下すべし
- パネルの判断
  - 「登録者」として公開された者が、紛争処理手続の申立て後に「真の登録者」が別にいるとして、紛争当事者となることを免れることは許されない。
  - 登録者 = 被申立人は、GMOである。

# 各要件に関する主張と判断

- 第1要件（同一又は混同を引き起こすほどの類似性）
  - GMOの主張：「真の登録者」ではなく答弁する地位にない→反論せず。
  - パネルの判断：第1要件充足
- 第2要件（権利または正当な利益の欠如）
  - GMOの主張：「真の登録者」ではなく答弁する地位にない→反論せず。
  - パネルの判断：「本件登録者はその存在について何ら実質的な主張を行わない。したがって、本件登録者がドメイン名について権利または正当の利益を有しているとは認められない。

# 各要件に関する主張と判断

- 第3要件（不正の目的での登録または使用）
  - 阪急電鉄の主張：
    - 
    - 阪急住宅は不正の目的あり
    - GMOの情報公開代行サービスは「虚偽の表示」であり、「権利を侵害された者が権利行使をすることを妨害ないし困難にする目的で行っている登録行為」であるから、不正目的あり
  - GMOの主張：
    - 「真の登録者」ではなく答弁する地位にない
    - 仮に登録者であるとしても、情報公開代行サービスはドメイン名登録者の情報保護のため
    - ドメイン名紛争又はそれに類する訴訟等の対象となった場合においてはじめて情報公開代行サービスに関する「真の登録者」との間における契約関係を解除し、「真の登録者」情報をwhois上で開示するという運用を行っている

# 各要件に関する主張と判断

- 第3要件（不正の目的での登録または使用）

- パネルの判断：

- 阪急住宅による不正目的による使用あり
- 「情報公開代行サービスは、結果として不正目的によるドメイン名の使用者の行為を助長するばかりか、登録者を隠れ蓑として、権利者からのドメイン名の登録の取消等の権利行使を妨害することを許すことになっている」
- 「「真の登録者」が誰であるか一向に明らかにせず、申立人による権利行使を妨げている。」
- 「情報公開代行サービスの対価を受けることにより、自らの営業利益を増大させることも可能」
- GMOも、不正目的による登録・使用あり

# 考察

- GMOは、阪急住宅の見解を「代弁」すべきであった。
- 他方、パネルが、「情報公開代行サービス」それ自体を批判したのも妥当ではない。
- UDRPでは、「真の登録者」の情報を開示させ、申立人は「真の登録者」を被申立人に追加。WIPOは「真の登録者」にも通知を行う（2015年7月31日付け改訂）。→JP-DRPでも採用すべきではないか？

# 発表者連絡先

- 山内貴博 (YAMAUCHI, Takahiro)
  - 弁護士・弁理士・米国ニューヨーク州法弁護士
  - 100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー 長島・大野・常松法律事務所
  - takahiro\_yamauchi@noandt.com